

少数株主保護及びグループ経営 に関する開示例

東京証券取引所 上場部

2023年12月26日



- 本資料は、少数株主保護及びグループ経営に関する事項の開示について、上場会社が開示しているコーポレート・ガバナンス報告書から、参考となると考えられる記載例を取りまとめたものです。各社において開示内容をご検討いただく際に、本資料をお役立ていただきますと幸いです。
- なお、**少数株主保護やグループ経営に関する状況は各社によって様々であると考えられますので、本資料の記載例はあくまで参考としていただきつつ、自社の状況を踏まえた情報開示の充実に向けてご対応いただけますと幸いです。**

- 本資料の開示例は、2023年12月18日時点で各社から提出されている直近のコーポレート・ガバナンス報告書から掲載しています。
- 記載にあたって、必要に応じて、記載事項の抜粋、省略、書式の変更（赤字・太字への変更）を行っています。なお、個人名は匿名化しています。
- 各社の記載全体をご確認になる場合は、東証ウェブサイト（コーポレート・ガバナンス情報サービス）より、各社のコーポレート・ガバナンス報告書をご覧ください。
コーポレート・ガバナンス情報サービス：<https://www.jpx.co.jp/listing/cg-search/index.html>

1. 上場子会社を有する上場会社における開示

C G 報告書における開示項目／記載上のポイントの概要

開示項目	記載上のポイントの概要	開示例
グループ経営に関する考え方及び方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業ポートフォリオ戦略に関する基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上場子会社の保有についての考え方・方針 ➢ 上場子会社と他のグループ会社保有形態との使い分けについての考え方・方針 ➢ グループ内における事業機会・事業分野の調整や配分についての考え方・方針 ➢ 事業ポートフォリオの検討・見直しについての考え方・方針や実際の実施状況 ● グループ管理体制における上場子会社の取扱いに関する基本的な考え方・方針 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上場子会社における意思決定プロセスへの関与の有無や内容 ➢ 資金管理体制に関する上場子会社の取扱い 	1-1-1 ～1-1-11
上場子会社を有する意義	<ul style="list-style-type: none"> ● 子会社として保有することの合理性とその子会社を上場しておくことの合理性 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上場子会社として保有するに至った経緯 ➢ 上場子会社であることのメリット・デメリット ➢ 完全子会社等の他のグループ会社保有形態と比べての合理性 	1-1-2 ～1-1-5、 1-1-9、 1-1-12 ～1-1-14
上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 上場子会社の役員を選解任に関する議決権行使の考え方・方針 ● 上場子会社における役員の指名プロセスへの関与についての考え方・方針 	1-2-1 ～1-2-5

1-1-1 富士通／6702（2023年8月7日付）

■グループ経営に関する考え方及び方針

当社は、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を目指してグループ経営を行っており、グループ会社に対してはそれぞれが保有するポテンシャルを最大限具現化することを求めています。

一部の子会社に関しては、持続可能な成長に必要となる資本調達の多様化を図ることにより更なる事業価値の向上を目的に上場させ、当社グループ全体の企業価値の向上を図っております。子会社を上場させることにより、当社グループ全体ではなく、特定分野の事業に焦点を絞った投資が可能となり、投資機会の多様化への貢献にもなります。また、上場子会社においては少数株主との利益相反の可能性が懸念されることから、経営の独立性を尊重しつつ、必要に応じて報告会を開催し当該子会社の企業価値向上に向けて助言・支援に努めております。**当社はこのようなグループ経営方針を更に推進すべく、2020年2月にグループ経営における最適なグループフォーメーション及びガバナンスについての企画・施策を立案及び実行することを目的とする専門部署をコーポレート機能として設置し、上場している子会社を含めたグループの経営について対応しております。**

今後、ノンコアビジネスの上場子会社は、強い独立ビジネスとして独立させる方針です。独立に際しては、当該事業の持続的な成長の担保、当社資産価値の最大化、最善の独立タイミングの観点で、検討して参ります。

■上場子会社ごとの意義等

[上場子会社を有する意義]

当社の上場子会社はF D K株式会社及び新光電気工業株式会社の2社です。

A.新光電気工業株式会社

同社は半導体パッケージの開発、製造、販売を主な事業内容とし、国内外の半導体メーカー等に製品を供給しております。

前述のグループ経営方針にて言及した通り、資本市場からの直接金融による資本調達能力の保持、及び同社社員のモチベーションの維持と向上、優秀な人材の採用等の観点から持続可能な成長や事業価値向上の実現の可能性を高めることができること、そしてそのことが当社グループ全体ではなく、特定事業に限定された投資機会の提供につながることで上場子会社を有する意義と考えます。

B. F D K株式会社

同社は電池事業及び電子事業を中心に事業展開をしております。

前述のグループ経営方針にて言及した通り、資本市場からの直接金融による資本調達能力の保持、及び同社社員のモチベーションの維持と向上、優秀な人材の採用等の観点から持続可能な成長や事業価値向上の実現の可能性を高めることができること、そしてそのことが当社グループ全体ではなく、特定事業に限定された投資機会の提供につながることで上場子会社を有する意義と考えます。

今後、当社グループはテクノロジーソリューションに経営資源を集中し、さらにDX企業へと変革していきます。

ノンコアビジネスの上場子会社は、強い独立ビジネスとして独立させる方針です。

各上場子会社の上場維持に関する具体的検討内容は取締役会で検証して参ります。

(後略)

- 事業ポートフォリオ戦略に関し、
 - ✓ ノンコアビジネスの独立という、上場子会社の保有についての考え方・方針を記載
 - ✓ 事業ポートフォリオの検討・見直しの考え方・方針について、検討・見直しの体制を含め具体的に記載

1-1 グループ経営に関する考え方及び方針／上場子会社を有する意義



1-1-2 日本電気／6701（2023年7月19日）

（グループ経営に関する考え方および方針）

当社は、グループ経営について定めた「NECグループ経営ポリシー」に基づき、子会社における経営の仕組みの統一性維持に努めるとともに、グループ経営の全体最適とグループ企業価値の最大化のためにグループ横断機能の強化に努めています。

（上場子会社を有する意義および上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策）

当社の子会社であるNECネッツエスアイ(株)および日本航空電子工業(株)は、東京証券取引所に上場しています。当社は、これらの上場子会社において、グループ戦略の共有および当社との機能分担の明確化（重複事業の解消）がはかられ、経営資源の相互活用によるNECグループの事業基盤の強化が実現できることを前提条件として、上場子会社としての自主性・独立性を確保し上場を維持することがNECグループの企業価値の最大化に貢献すると判断しております。

当社がこれらの会社を保有する意義は、次のとおりです。

・NECネッツエスアイ(株)

同社は、NECグループの中核企業であり、官公庁および通信業をはじめとした国内外の顧客に対するICTシステムの設計、構築およびそれらの運用・監視、アウトソーシング等のサポートサービスの提供を主な事業内容としています。

当社との関係においては、当社が保有する情報通信アセットを活用した顧客へのICTシステムの提供や、当社のネットワークサービス事業等と同社のサポートサービスの連携等を行っていますが、当社が新たなソリューションの開発や顧客の開拓等に経営資源を投資することにより事業を拡大し、当社との連携によるシナジーを向上していくためには、機動的かつ柔軟で独立した意思決定手段や独立した資金調達手段を持つこ

とが望ましいと考えます。加えて、上場の維持が同社社員のモチベーション維持・向上および優秀な人材の採用に資することなどを総合的に勘案すると、同社を上場子会社として維持することには十分に合理性があると考えています。

・日本航空電子工業(株)

同社は、コネクタ、インターフェース・ソリューション機器、航空・宇宙用の電子機器および電子部品の製造・販売等を主な事業内容としています。

当社との関係においては、当社への製品供給等に加え、当社の技術アセットと同社の量産化技術の融合による新技術の製品化等に取り組んでいますが、同社の事業体制には、自主性・独立性の維持と資本市場からの資金調達手段の確保が望ましいと考えます。加えて、上場の維持が同社のグローバル顧客基盤の維持および同社社員のモチベーション維持・向上ならびに優秀な人材の採用に資することなどを総合的に勘案すると、同社を上場子会社として維持することには十分に合理性があると考えています。

（中略）

当社は、NECグループの企業価値の最大化等の観点から、上場子会社の株式の保有方針を継続的に検討していきませんが、上記の上場子会社2社が、上記の前提条件等を充たすと判断できる限りにおいては保有を維持する方針です。なお、現時点においてその他の子会社が新規上場する計画はありません。

- 事業ポートフォリオ戦略に関し、グループ経営基盤の強化の実現を前提とした上場維持という、上場子会社の保有についての考え方・方針を記載
- 上場子会社を有する意義として、上場子会社の事業内容に関連付け、子会社として保有する意義とその子会社を上場しておくことの合理性の双方を具体的に記載

1-1-3 帝人／3401（2023年6月23日付）

(1) グループ経営に関する考え方及び方針

当社は、重要社会課題を事業の成長の機会と捉え、社会が必要とする新たな価値を創造・提供し、「未来の社会を支える会社」となることが、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと考えています。

当社は、これまで培ってきたマテリアル系とヘルスケア系の2大事業領域にIT事業も有する当社のユニークな事業構成の強みを活かすべく、ヘルスケアとITのシナジーの追求、ヘルスケアとマテリアルに、当社グループが持つエンジニアリングの技術基盤を融合する新事業創出などにも着実に取り組んでいくことで、企業価値のさらなる向上を目指しています。

当社のグループ会社に対する出資は、直接または間接的に株式の過半数を保有することを原則とし、支配権をもつ出資比率の獲得を可能な限り目指すこととしています。一方、グループ会社の事業の特殊性や、当該事業領域でのブランド力、独自の企業文化、人財採用力、意思決定の迅速性などの観点などから、高い独立性を保持することが合理的と判断し、上場を維持しているグループ会社が2社（インフォコム株式会社（以下、インフォコム）、株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング（以下、J-TEC））存在します。

当社は、上場グループ会社につき、上場を維持することの合理性を定期的に点検するとともに、当社グループとしての企業価値の最大化の観点から、各判断の合理性及び上場グループ会社のガバナンス体制につき説明責任を果たします。

（次ページに続く）

- 事業ポートフォリオ戦略に関し、上場子会社と他のグループ会社保有形態の使い分けについての考え方・方針を記載

1-1-3 帝人／3401（2023年6月23日付）

（前ページから続く）

(2) 上場子会社を有する意義

①インフォコム

当社は、東京証券取引所プライム市場上場のインフォコムの議決権を57.98%（2023年3月31日現在）保有し、連結子会社としています。

インフォコムは、企業・医療・公共機関向けにシステム構築やパッケージ製品を提供するITサービス分野と、一般消費者向けに電子コミック配信サービスを提供するネットビジネス分野を展開しています。ITサービス分野における顧客分析や、ネットビジネス分野におけるユーザーインターフェース等に関するノウハウを軸に、当社グループを特徴づけるIT事業を推進するグループ会社として、その高い収益性と成長力により、グループ全体の収益拡大と事業価値向上への貢献が、今後も期待されています。

また、インフォコムは、ヘルスケアとITのシナジーによる在宅医療ビジネスの基盤システム構築や地域包括ケアシステムにおいて活用されている多職種連携情報共有システムの継続的ブラッシュアップ、また、当社グループのIT基盤の構築・運用から、その高度化及びデジタルトランスフォーメーション（DX）推進を担うことによる革新的な生産性向上や既存ビジネス変革及び新規ビジネス創出など、当社グループのビジネス創出・拡大や、経営基盤の確立に貢献しています。当社グループをより一層拡大していくためには、加速度的に進化するIT技術を活用することの重要性が益々高まっており、当社がインフォコムを子会社として保有する意義は大きいと考えています。

当社グループのIT事業におけるイノベーションの創出には、迅速な意思決定と資源投入の実行が特に重要であり、また、IT業界での社会的信用度・認知度の向上が優秀な人材の確保につながることから、インフォコムの経営と資金調達の自主性・独立性を保持した上で上場を維持することが、インフォコム及び当社グループ双方の企業価値向上の観点で最適であると考えています。

②J-TEC

当社は、金融商品取引法による公開買付けにより、2021年3月9日付で、J-TECの発行済み株式の57.72%の株式を取得し、現在は東京証券取引所グロース市場上場の同社の議決権を57.73%（2023年3月31日現在）保有し、連結子会社としています。

J-TECは、再生医療等製品の開発、製造、販売を行う再生医療製品事業、再生医療に関する開発及び製造等を受託する再生医療受託事業、研究用ヒト培養組織の開発、製造、販売を行う研究開発支援事業を展開しています。日本の再生医療のパイオニアであり、再生医療等製品の製造供給等の豊富な実績があるJ-TECとの連携は当社が再生医療事業及び再生医療CDMO事業へ参入するにあたり、必要不可欠なものとなっています。また、当社グループの化学合成、高分子化学、加工、エンジニアリングなどの基盤技術及びヘルスケア事業基盤をJ-TECが保有する技術と組み合わせることで、J-TECの再生医療製品事業や再生医療受託事業拡大に寄与することが可能であることから、当社がJ-TECを子会社として保有する意義は大きいと考えています。

当社は、現時点では、J-TECを完全子会社としなくとも、双方が有する技術やノウハウの共有及び経営資源の相互補完・有効利用が可能であり、強固な協働を通して、両社のシナジーを発揮することができると考えています。また、J-TECの現在の企業文化や経営の自主性を維持することが同社の企業価値向上に資するものと考えており、J-TECの上場を維持することが、J-TEC及び当社グループ双方の企業価値向上の観点で最適であると考えています。

（注）「CDMO」とは、「Contract Development and Manufacturing Organization」の略であり、医薬品の製剤開発や製造を受託する医薬品受託製造開発機関を指します。

（次ページに続く）

➤ 上場子会社を有する意義として、上場子会社の事業内容に関連付け、子会社として保有する意義とその子会社を上場しておくことの合理性の双方を具体的に記載

1-1-3 帝人／3401 (2023年6月23日付)

(前ページから続く)

(3) 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方針

当社と上場子会社の一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、インフォコムとJ-TECの独立した意思決定を担保するため、以下の方針を通じ、実効的なガバナンス体制を構築しています。

①インフォコム

(中略)

②J-TEC

(a)J-TECの業務執行に係る意思決定機関は同社取締役会であり、上場会社のガバナンスの基本である「株主の平等性」は確保されています。

当社は、原則としてJ-TECの経営判断への直接的な関与は不可とすることを、当社規程で定めています。一方、当社は開示義務等に対応するため、当社の株主総会の議決権行使に関わるもの、当社の適時開示に影響を与えるもの、当社連結財務諸表に重要な影響を与えるものに限定して、J-TECに事前報告を求めています。

(b)当社は、2021年3月に成立した当社によるJ-TEC株式に対する公開買付けにあたり、J-TECとの間で2021年1月29日付で資本業務提携契約を締結し、当社との事前協議事項及び当社による事前承諾事項を定めています。当該事項は、一般株主との利益相反に配慮したうえで、当社グループの経営に影響を与える可能性のある重要な事項に限定されています。

本契約の中で、①子会社又は関連会社の異動、②上場廃止基準に該当する若しくはそのおそれのある行為又は上場廃止の申請、③公開買付者

(当社)との業務提携に類似する業務提携(合併会社の設立及びライセンスの付与を含む)、④組織変更、合併、株式交換、会社分割、事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受その他これらに準ずる行為を行い又は決定する場合に限定して、J-TECは当社の事前承諾を取得するものとしています。

(c)J-TECの取締役会の構成について、当社がJ-TECの取締役のうち過半数を指名する権利を有する旨を、本資本業務提携契約において定めています。なお、J-TECの取締役会は6名で構成され、取締役2名が当社から派遣されていますが、取締役はJ-TECの企業価値向上を図るべく業務執行を監督する立場をとり、原則としてJ-TECの経営陣の判断を尊重することとし、J-TEC及び一般株主の利益が不当に損なわれることがないよう最大限配慮しています。J-TECの上場会社としての独立性を尊重した適切なガバナンスと、当社とのシナジーを最大限実現することの両立を目指して、適宜、取締役会の構成を見直す予定です。また、J-TECでは2023年6月14日に開催した第25期定時株主総会にて独立社外取締役2名を選任しました。少数株主の利益保護及び株主の公正性・公平性の担保のため、透明性の高い運営を目指していきます。

(d)J-TECからの当社に対する再生医療CDMO事業のノウハウ等の提供は、J-TECと当社との市場における競合等の観点から利益相反が生じ得るため、本資本業務提携契約において、当社とJ-TECの一般株主との間の利益相反に関し必要な配慮を行った上で実施することを前提とする旨を定めています。また、J-TECにおける、当社グループとの取引に関する価格や取引条件の決定については、J-TEC取締役会の下に、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の透明性の確保、並びに、少数株主の利益保護及び株主の公正性・公平性の担保に資することを目的に、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成する特別委員会を設置し、当社グループとの取引内容を確認する体制を敷いていることから、一般株主の権利は保護されており、J-TECの経営判断の独立性は確保されていると考えています

➤ グループ管理体制における上場子会社の取扱いに関し、上場子会社における意思決定プロセスへの関与として、グループ規程や契約に基づきグループ経営の観点から一定の関与等(事前承諾、事前報告等)が定められていることを、対象事項を明示して記載

1-1-4 ベクトル／6058（2023年5月31日付）

当社は、上場会社である株式会社PR TIMES（以下「PR TIMES」）の親会社です。

上場子会社を有することに関連する当社の方針等については以下の通りです。

1. グループ経営に関する考え方及び方針

当社グループは、「いいモノを世の中に広め人々を幸せに」を経営理念として掲げ、戦略PRサービスを中核事業としつつ、市場環境の変化に対応しながら継続的にサービスの拡充と体制の強化を推し進め成長を実現してまいりました。

当社グループは、顧客の「いいモノを世の中に広める」ためのマーケティング戦略をワンストップで総合的にサポートする「FAST COMPANY」というコンセプトのもとで、戦略PR等の既存サービスを運営提供するグループ会社に加えて、新しいサービスを運営する会社を設立しまたは買収等によりグループ会社化することによって、グループ全体としてのサービスの拡充と体制の整備を推し進めてきました。

当社グループの中核事業は戦略PRサービスであり、それが当社の企業価値の源泉であると考えておりますので、当社グループにおいて戦略PRサービスの実行部隊であるグループ会社（中略）の株式上場は予定しておりません。

一方、それら戦略PR事業グループ会社以外の、戦略PRとは一線を画する独自の分野のサービスを提供するグループ会社については、株式を上場させることまたは上場グループ会社として維持することは、当社グループ運営に関わる選択肢として検討されるべき事項であると考えており、当社の既存の株主や対象となるグループ会社の少数株主の利益を損なうことのないように配慮しながら、主に当社および当該グループ会社の企業価値の向上または維持に資するかという観点で判断をすることとしています。

2. 当該方針を踏まえた上場グループ会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

PR TIMESは、その主力事業であるプレスリリース配信サービス「PR TIMES」が日本国内においてすでに主動的なマーケットポジションを確保しており、当社グループの事業ポートフォリオにおいても、プレスリリース配信事業セグメントを担う重要なグループ会社と位置付けております。

当社としては、業界で高い評価と実績を誇るサービスを有するPR TIMESをグループ会社として維持することにより、顧客の「いいモノを世の中に広める」ためのコミュニケーション戦略をサポートできるサービスをより高いレベルで実現することができ、当社の企業価値の向上に資することになると考えております。

また、PR TIMESを上場会社として維持することは、同社自身の知名度や信用力の向上、優秀な人材の確保、業界トップの上場会社としての役職員のモチベーションの維持や向上にも資するとともに、上場会社として独立した経営体制のもとで機動的な事業運営を行うことにより、業界内での優位性をさらに高めながら事業の強化と成長を加速する機会を確保し、PR TIMESを含む当社グループ全体としての競争優位性の強化につながるものと考えております。

なお、当社と上場グループ会社の一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、PR TIMESの上場会社としての独立した意思決定を担保するため、当社が通常グループ会社に課している、グループ会社の一定の経営上の重要な事項について当社への事前報告や当社の事前承認を必要とする旨のルールについては、PR TIMESについては適用除外とすることについてPR TIMESと合意しており、当該合意は、PR TIMESが株式上場している限り（上場市場は問わない）効力を有するものです。

- 事業ポートフォリオ戦略に関し、上場子会社と完全子会社の使い分けについての考え方・方針を記載
- 上場子会社を有する意義として、上場子会社の事業内容に関連付け、子会社として保有する意義とその子会社を上場しておくことの合理性の双方を具体的に記載

1-1-5 SBIホールディングス／8473

(2023年12月15日付)

【上場子会社を有する当社におけるグループ経営に関する考え方と、上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に対する考え】

当社グループは事業領域が多岐にわたることから、一部の投資家から全体像の理解が難しいといった声が寄せられており、その声への解として、子会社の新規株式公開を推進し、各事業体の事業価値を明らかにすることで、当社グループ全体の企業価値の顕在化を図っています。グループ各社は、株式公開によって資本調達力を高めるとともに、財務面での強化が可能となり、自立できるものと考えています。

一方で、少数株主の保護に向けては、当社グループではそれぞれのグループ各社の経営の独立性を尊重し、アームズ・レングス・ルールに則って公正で合理的な取引を確保しています。

例えば、当社グループでは各上場会社と経営管理契約を締結し、主に連結業績管理や他社との業務提携、投資有価証券（政策保有に係るもの）の取得・処分に関する事項を含む適時開示事項等の報告のみを受ける体制を敷いています。このほか、同社子会社に対しては当社グループのレピュテーションを毀損する恐れがある場合に、調査権を有する旨を定めていますが、当社としてはそれぞれの上場子会社の独立性を尊重し、経営管理は委ねています。

当社グループの上場中の連結子会社における、ガバナンス体制の実効性確保に向けた状況は以下の通りです。

[東証プライム市場に公開しているSBIグローバルアセットマネジメント(株)]

SBIグローバルアセットマネジメント(株)の展開する事業が、中立性を求められる性質のものである点を踏まえ、2000年に株式公開を行っています。

なお、同社では当社グループと取引を行う際、客観的かつ公正な取引を行うことを基本方針としており、他の取引先と同様の基本条件・公正な市場価格によって行い、適正な取引を確保することを取締役会で決議しています。また、内部監査・監査役監査においても当社グループとの取引条件が一般的な取引条件と同様に決定しているかを監査重点項目としています。

[東証プライム市場に公開しているアルヒ(株)]

当社グループは、2017年12月に株式公開を行ったアルヒ(株)を、株式公開買い付けを通じて2022年11月に連結子会社化しましたが、同社は上場を維持しています。

同社は、当社グループと重要な取引を行う際に、少数株主の利益を保護するため、当社グループとの利益相反リスクについて適切に審議、検討することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として特別委員会を設けています。本委員会は、独立社外取締役を含む当社からの独立性を有する者3名以上に構成されています。

(次ページに続く)

- 事業ポートフォリオ戦略に関し、上場子会社と他のグループ会社形態の使い分けについての考え方・方針を記載
- グループ管理体制における上場子会社の取扱いに関し、上場子会社における意思決定プロセスへの関与として、契約に基づき報告事項のみが定められていることを、対象事項を明示して記載

1-1-5 SBIホールディングス／8473

(2023年12月15日付)

(前ページから続く)

【東証スタンダード市場に公開している(株)THEグローバル社】

当社グループは、2010年7月に株式公開を行った(株)THEグローバル社を、株式譲渡を通じて2022年9月に連結子会社化しましたが、同社は上場を維持しています。

同社は、当社グループと取引を行う際、一般取引と同様に市場価格等を参考にした公正妥当な価格としています。また、重要性の高い取引については取締役会の決議を行うこととしており、常に少数株主保護の観点に留意して取引条件を決定することとしています。

【東証グロース市場に公開しているSBIインシュアランスグループ(株)】

SBIインシュアランスグループ(株)は、株式公開を通じてグループ内のコア事業の1つとしての事業価値の可視化を進めるほか、特に子会社のSBI損害保険(株)のソルベンシー・マージン比率の向上に向けた資本増強が可能となると考え、2018年に株式公開を行っています。

なお、当社グループとの取引に際しては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針としており、当社グループとの取引が見込まれる際には、事前に取締役会等において取引条件の妥当性について十分に審議した上で意思決定することで、支配株主を除く株主の利益の保護に努めています。

【東証グロース市場に公開しているSBIリーシングサービス(株)】

SBIリーシングサービス(株)は、認知度及び信用力の向上、資金調達力の強化等ビジネス基盤の充実を図り、更なる成長を目指すべく2022年10月に株式公開を行っています。

なお、同社では当社グループと取引を行う際、「関連当事者取引管理規程」に基づき、関連当事者以外の会社と取引を行う場合と同様に、取引条件や市場価格を見ながら合理的に決定し、その可否、条件等につき、

取締役会において、一般株主の権利を不当に害することのないよう十分に検討した上で、当該取引を実施する方針としています。

【東証グロース市場に公開しているレオス・キャピタルワークス(株)】

レオス・キャピタルワークス(株)は、社会的信頼度及び知名度を更に高め、企業経営活動全般の一層の充実を図ることを目的に、2023年4月に株式公開を行っています。

なお、当社グループとの取引は原則行わないこととし、取引を行うこと自体に合理性(事業上の必要性)があること、及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行うこととしています。

このほか、当社グループは、2004年2月に株式公開を行った(株)SBI新生銀行を、株式公開買い付けを通じて2021年12月に連結子会社化しておりますが、同社は2023年9月1日開催された同社の株主総会において、当社子会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社ほか特定株主を除く同社株主の所有する同社株式の数が1株に満たない端数となる割合で行う株式の併合に係る議案が承認されたことを以て、同日中に東証スタンダード市場からの上場廃止が決定し、2023年9月28日に上場廃止となりました。

また、東証スタンダード市場に上場する(株)ブロードバンドセキュリティを、保有比率が高いために会計上、連結子会社として認識しておりましたが、2023年11月14日に市場外での相対取引による株式譲渡の方法で持分の一部を売却した結果、同社は当社の持分法適用関連会社となりました。

➤ 上場子会社を有する意義に関し、上場子会社として保有するに至った経緯をその際の目的を含めて記載

1-1-6 コロナイド／7616 (2023年6月30日付)

当社グループは多業態多店舗展開を進めております。業態開発の方法として自主開発に加え、2002年1月よりM&Aによる方法を採用しております。現在では、当社グループは当社及び連結子会社49社で構成されており、外食事業を幅広く営んでおります。今後も業態の多角化と店舗網の拡大による持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、M&Aを推進して参ります。

当社は、各グループ会社の自立性を保つことを基本方針としており、グループ会社の経営方針の決定は各社に委ねますが、新規出店や店舗改装等については、当社担当役員、グループ会社の代表取締役等を主要メンバーとする「立地開発会議」に上程する体制をとっております。

1. グループ経営に関する考え方及び方針

当社は、当社とグループ会社とが、相互にシナジーを享受できる分野については密接な連携を行いつつ経営を円滑に遂行し、コロナイドグループとして総合的に事業の発展が図れるよう努めております。

2. 上場子会社を有する意義

当社は、M&Aを成長戦略の柱と位置付け、業容の拡大と共に事業ポートフォリオの最適化を行って参りました。各上場子会社はこれまでのM&Aの結果として当社の連結子会社となったものであり、連結子会社化後も上場を維持し、対象会社の企業価値向上の果実を既存の株主様と共有させて頂くことが望ましいと考えております。

当社と致しましては、各上場子会社が、株式市場での評価を受けながら事業に取り組むと共に、少数株主の利益に配慮した自律的な経営を行うことが各社の持続的成長に資するものと考えております。

・(株)アトム

(株)アトムは、主に「ステーキ宮」・「にぎりの徳兵衛」などのレストラン業態及び居酒屋業態の直営店の運営及びフランチャイズ事業の運営を主たる事業としており、営業地域は東北・北関東・北陸・中京地区を中心としていることもありグループ内での補完性が高く、当社としては、

同社の上場会社としての自主・独立の精神をもって事業の発展を図ることを基本とし、当社とシナジーを享受できる分野については密接な連携を行いつつ機動的運営を図り、共に発展を期すことが、当社グループ全体の企業価値向上に資するものと考えています。

・カップ・クリエイト(株)

カップ・クリエイト(株)は、回転すし業態「かつぱ寿司」の直営飲食店チェーンの運営を主たる事業としており、その立地特性・使用食材等で独自性と共にグループ内での補完性が高く、当社としては、同社の上場会社としての自主・独立の精神をもって事業の発展を図ることを基本とし、当社とシナジーを享受できる分野については密接な連携を行いつつ機動的運営を図り、共に発展を期すことが、当社グループ全体の企業価値向上に資するものと考えています。

・(株)大戸屋ホールディングス

(株)大戸屋ホールディングスは、主に定食業態「大戸屋ごはん処」の国内及び海外において直営飲食店の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っており、当社として強化を目指す給食事業との親和性も高く、当社としては、同社の上場会社としての自主・独立の精神をもって事業の発展を図ることを基本とし、当社とシナジーを享受できる分野については密接な連携を行いつつ機動的運営を図り、共に発展を期すことが、当社グループ全体の企業価値向上に資するものと考えています。

3. 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

当社は、定時取締役会以外に取締役会の審議の活性化を図る為全取締役参加の会議（以下「グループ役員会」という）を設置し、その場にてグループ会社の経営状況をより詳細に管理・監督する体制としております。

➤ 事業ポートフォリオ戦略に関し、グループ内での新規出店等の検討のプロセスを記載

1-1-7 伊藤忠商事／8001 (2023年9月5日付)

当社は188社の連結子会社（2023年3月末日現在）を有し、日本及び世界各国において広範な事業を展開しておりますが、グループの中核を担う当社は、経営方針や短期・中期の経営計画をグループベースで策定し、セグメントごとに定期的にその進捗状況をモニタリングするとともに、多様なリスクにグループとして適切に対処するため、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）をグループベースで整備しております。

具体的には、各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、各子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう努めております。また、当社グループの市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、環境・社会リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、必要なリスク管理体制及び管理手法をグループベースで整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。更に、当社は、グループコンプライアンスプログラムを策定し、法令違反等の事案発生を未然に防止するために必要な体制及び制度を構築・運用のうえ、定期的なレビューを通じて、その継続的改善に努めております。

2023年6月23日現在、当社の上場子会社は、伊藤忠テクノソリューションズ(株)、伊藤忠エネクス(株)、伊藤忠食品(株)、タキロンシーアイ(株)及びプリマム(株)であり、当社は、これら上場子会社につき、各社の独立性を尊重し、かつ株主平等の原則から反するような行為は行いません（当社はいずれの上場子会社ともガバナンスに関する契約を締結しておりません）。特に、当社と当該上場子会社の一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、当該上場子会社としての独立した意思決定を担保するために、当該上場子会社に対して、独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制の構築を促しております。

上述の上場子会社においては、一定数の社外取締役の選任や独立性のある取締役会諮問委員会・支配株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う特別委員会の設置等各社において、実効性のあるガバナンス体制を構築・維持しておりますが、引続き(株)東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」も踏まえ、更なるガバナンス体制の向上を促してまいります。

なお、各上場子会社との連携を強化しシナジーを追求する一方、各上場子会社との間で取引を行う場合には、互いの経済合理性を追求することを前提として、市場価格を勘案する等、公正かつ適切な取引条件を決定しております。また、当社は、上場子会社の独立役員を選任に関する議決権行使や独立役員の指名プロセスにおいて指名の機能を持つ取締役会諮問委員会の判断を十分に尊重しております。

当社は、上場子会社であるという事実のみを理由として、親子上場の解消を一律で行うべきとは考えておりません。以下のとおり、個社ごとに保有している意義があるため、利益相反が発生しないよう実効性のあるガバナンス体制を構築・維持するよう取組む一方、個社の当社グループにおける戦略的位置付けも踏まえて、選択肢を限定することなく、是々非々で個社ごとの資本政策を判断しております。資本政策については、投資を主管するカンパニーにおいて検討される他、経営会議において毎年度議論が行われ、これらの議論を踏まえて、各上場子会社の保有方針を決定しており、その内容は社外役員にも共有されております。

(後略)

- 事業ポートフォリオ戦略に関し、個社ごとに是々非々で資本政策を検討するという事業ポートフォリオの検討・見直しについての考え方・方針を、検討・見直しの体制を含め具体的に記載

1-1-8 JFEホールディングス／5411

(2023年12月12日付)

当社は、「常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」という企業理念を実践し、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現するため、高度な専門性を有する企業で構成する企業集団を形成し、グループ内の機能分担およびグループ外を対象にした事業展開を図っています。これら子会社のうち、当社は以下に記載の2社の上場子会社を有しています。

【ジェコス株式会社】（東京証券取引所 プライム市場）

同社は、建設仮設材の賃貸および販売、仮設工事の設計・施工等を主要な事業としています。同社の製品・サービスは、土木・建築を主な向け先とし、JFEスチール株式会社およびグループ会社との連携により、お客様のニーズに対応した製品・サービスの提供を行っています。人材交流や研究開発等、JFEスチール株式会社との各種連携の取り組みを通じて、同社を子会社として事業運営を行うことが、同社及び当社グループの価値最大化に資するものと考えております。

また、同社は資金調達、営業・販売および人材採用における知名度や信用力という観点から、競争力を向上させる手段として上場を維持しています。

【JFEシステムズ株式会社】（東京証券取引所 スタンダード市場）

同社は、情報システムの企画・設計・開発・運用・保守を行うシステム・インテグレーション、ソリューションや自社プロダクトを活用したシステム構築、業務システムを支えるITインフラソリューションを主要な事業としています。

鉄鋼事業におけるコンピュータシステムは、受注・生産・出荷・品質管理等、事業活動全般を支え、多様なデータを活用するための重要な基盤であり、また今後DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していく上でも、同社を子会社としてノウハウの蓄積や人材交流の継続性を担保することは、JFEスチール株式会社が競争力を維持するために不可欠です。

また、同社は資金調達、営業・販売および人材採用における知名度や信用力という観点から、競争力を向上させる手段として上場を維持しています。

上記の会社に対しては、上場子会社に関する経済産業省や東京証券取引所の指針を踏まえ、他の連結子会社とは異なるルールを適用するなど、各社が自主性・機動性を発揮した自律的な企業活動を行うとともに、上場会社としての経営の独立性を確保し、当該子会社および当社以外の当該子会社の株主の利益が不当に損なわれることのないよう努めております。また、グループのリスク管理上必要な事項については、各社による独立した意思決定を担保しつつ、事前の協議・報告を求めることとしており、グループ会社の一員としてのリスク管理を行っております。

なお、東京証券取引所 スタンダード市場に上場していたJFEコンテイナー株式会社は、2022年7月28日付で上場廃止し、同年8月1日付で株式交換によりJFEスチール株式会社の完全子会社となりました。

同社は、ドラム缶、高圧ガス容器等の製造販売を主要な事業としています。同社がJFEスチール株式会社の完全子会社となることで、例えば高圧ガス容器事業においては脱炭素・水素社会の実現に向けた一層のグループ連携を通じた新たな分野の開拓、事業の創出機会の拡大が期待できること、また中長期的な視点に基づく事業運営及び意思決定の迅速化が可能となること等から、同社の完全子会社化がJFEグループ全体の企業価値向上に資するとの認識に至りました。

また、当社は、上場子会社の上場意義の検証を定期的実施し、取締役会で確認したうえで必要な対応をとることとしています。本内容については、2023年5月に開催された取締役会において検証・議論したものであります。

➤ 事業ポートフォリオ戦略に関し、事業ポートフォリオの検討・見直しの実施状況として、上場意義の検証の実施状況を記載

1-1-9 東祥／8920（2023年6月30日付）

当社は、上場子会社としてA Bホテル株式会社を有しております。

同社は、2017年12月に東京証券取引所JASDAQスタンダード（現東証スタンダード）及び名古屋証券取引所市場第二部（現名証メイン）に上場いたしました。同社は当社グループの連結対象ではありませんが、独立した企業として迅速で大胆な経営がされており、当社の資金配分にも制限されておられません。上場企業として多様な資金調達方法が可能となり、上場していることで取引先からの信用に繋がり、収益機会の増大等企業価値を高め、合わせて当社グループの企業価値を高めるものと判断しております。前述の理由により、同社が上場していることによるメリットが当社以外の株主の利益に配慮することに伴う制約やコストを上回っていると判断できることから、上場会社として維持する意義は充分にあると考えております。

また、当社はグループ全体としての企業価値向上や資本効率性の観点から上場子会社として維持することが最適であるか定期的にモニタリングすることも必要であると考えており、合理性やガバナンス体制の実効性確保等の観点から必要に応じて取締役会等で審議し、情報開示等を通じて十分な説明責任を果たすことが重要であると認識しております。

当社は、原則として当該子会社の経営陣の判断を尊重することとしており、当該子会社及び当社以外の株主、その他当該子会社のステークホルダーの利益が不当に損なわれることのないよう独立性確保に努めております。

また、同社は少数株主保護の観点から必要な独立性確保の方策として、社外取締役を1名選任しており、社外監査役2名を含めた3名を独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出るなど、親会社から独立した意思決定を担保するための実効的なガバナンス体制を構築しております。

- 事業ポートフォリオ戦略に関し、事業ポートフォリオの検討・見直しの際の観点を記載
- グループ管理体制における上場子会社の取扱いに関し、親会社の資金配分の制限を受けないという、資金管理体制における上場子会社の取扱いを記載
- 上場子会社を有することの意義として、上場のメリットとデメリットを比較したうえで、子会社を上場しておくことの合理性について記載

1-1-10 住友化学／4005（2023年11月27日付）

（1）グループ経営に関する考え方及び方針

当社は上場子会社を有しております。**当社と上場子会社は、共有されたグループ戦略のもとで事業展開を図り、個々の事業の成長を目指しつつ、グループシナジーの発揮とグループ全体での企業価値の最大化ならびに経営成果の最大化を実現することをめざしています。**

また、その事業運営および取引では、自律性を確保し、少数株主の権利を尊重することを基本としています。

当社現中期経営計画においては、個々の既存事業を強くするとともに、総合化学としての技術シナジーを効かして、次世代事業を育成・強化することを目指しています。当社取締役会において、当社グループの中期経営計画を策定する中で、上場子会社の事業も含めた事業ポートフォリオについて十分な議論を重ねています。

また、上場子会社については、各社の中期経営計画に関する報告を受け、当社グループの中長期的な成長に資する経営方針、事業戦略となっているかを確認しています。

今後、事業間の更なるシナジー強化策の検討、事業ポートフォリオの見直し等を通じて、グループ全体としての企業価値増大の実現に取り組んでいきます。

（中略）

（4）グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約等について

グループ経営の推進については、当社グループにおける内部統制システムの構築および整備の継続的な実行、共有または相互に認識したグループ戦略のもとでの事業展開、グループシナジーの発揮をはかりグループ全体での経営成果の最大化を実現することを目的としたグループ運営規程を定めています。本規程においては、上場子会社に対しても、大規模な起業計画、投融資などグループとしてのリスク管理などが必要な事項については、上場子会社による独立した意思決定を前提としつつ、事前の協議等を求めることを規定しています。

また、当社ならびに当社グループの経営に関わる重要事項について広範囲かつ多様な見地から審議する「内部統制委員会」、「サステナビリティ推進委員会」、「レスポンシブル・ケア委員会」、「リスク・クライシスマネジメント委員会」、「コンプライアンス委員会」、「人権尊重推進委員会」においては、グループ全体の視点から報告、議論を行い、グループ会社の業務執行、監督機能の充実を図っています。

- グループ管理体制における上場子会社の取扱いに関し、
 - ✓ 上場会社との間でグループ経営戦略の共有を行う体制（一体経営の体制）としていることをその具体的なプロセスも含め記載
 - ✓ 上場子会社における意思決定プロセスへの関与として、グループ規程に基づきグループ経営の観点から事前協議事項が定められていることを、対象事項を明示して記載

1-1-11 セブン&アイ・ホールディングス／3382

(2023年8月10日付)

上場子会社の独立性に関する考え方等について

1. グループ経営に関する考え方及び方針

当社は、上場子会社として株式会社セブン銀行を有していますが、当該上場子会社の独立性を尊重する観点から、同社の経営判断を重視し、事業戦略・人事政策・資本政策等を独立して主体的に検討・決定の上、事業活動を展開することを尊重しております。

2. 上場子会社を有する意義

同社が健全で持続的な成長を達成していくには、企業としての信頼性・経営の透明性を基盤とし成り立つ様々な提携先との協業を高度に融合させ、事業発展（イノベーション）させていく事が不可欠であると考えております。そして、同社の信頼性・経営の透明性を担保するために、市場への上場は最も有効な手段の一つであり、同社が独自の成長戦略等により企業価値を向上させていくことがグループ経営の観点からも望ましいと考えています。

3. 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

同社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役候補者及び執行役員候補者の推薦に関する事項を審議しており、これにより経営陣の選任について当社からの独立性を担保しています。さらに、同社では、独立性を有する社外取締役及び社外監査役を配置しており、これらの者が当社と当社以外の株主の利益相反が生じないように監督しています。

なお、当社は同社との間でグループ経営に関連した契約は締結しておりません。

また、当社は、開示義務等に対応するため、同社との間で「重要事実報告ガイドライン」を定め、当社の適時開示に影響を与えるもの、当社連結財務諸表に重要な影響を与えるもの、当社グループの信用を毀損する可能性があるものに限定して、同社に報告を求めています。

- グループ管理体制における上場子会社の取扱いに関し、
 - ✓ 事業戦略・人事政策・資本政策等の経営戦略については上場会社が独立して決定する体制（独立経営の体制）としていることを記載
 - ✓ 上場子会社における意思決定プロセスへの関与として、ガイドラインに基づき報告事項が定められていることを、対象事項を明示して記載
- グループ経営に関連した契約は締結されていないことを明示

1-1-12 東レ／3402 (2023年6月28日付)

(1) グループ経営に関する考え方および方針 (共通)

- A. 当社は、2社の国内上場子会社（蝶理株式会社および水道機工株式会社）を有しています。当社は、これらの上場子会社の独立性を尊重し、かつ少数株主利益を毀損するような行為を行わず、上場子会社として維持することの合理的理由および当該上場子会社のガバナンス体制の実効性の確保についての説明責任を果たしていきます。
- B. 当社は、当該上場子会社と、創業以来の経営思想・価値観である「企業理念（“わたしたちは新しい価値の創造を通じて社会へ貢献します”）」ならびに2050年に東レが目指すべき世界とそれに向けて取り組む課題を示した「東レグループ サステナビリティ・ビジョン」を共有し、かつ当該上場子会社の内部統制システムの構築等について、助言・支援を適宜行うことで、当該上場子会社における経営の自由度を確保しながらグループ経営を高度化し、グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指していきます。

(2) 上場子会社を有する意義

A. 蝶理株式会社

- a. 同社は様々なメーカー商材を取り扱う専門商社として“蝶理”ブランドを確立しています。同社が強みを持つ繊維および化学品ビジネスや中国におけるプレゼンスの高さ（1961年友好商社に指定）から、連携や協働によるシナジー効果が見込めるほか、製造業である当社と異なる資質を持つ人材や機動力を活かして早期に新興国へ進出している知見を製造業の事業展開のリソースとして活用することが可能であり、また、同社が独立した商社として東レグループ外との様々な取り組みを積極的に推進することにより、東レグループ全体としての事業展開が幅広く厚みのある多面的なものとなります。そのために同社が当社から独立性を保ちつつ、商社として重要な経営資源である優秀人材を広く獲得し、モチベーションを高めることが同社の企業価値向上につながり、当社グループ全体の競争優位性向上に寄与することから、同社の上

場を維持する必要があると考えています。

- b. 当社が2023年度よりグループとして推進する中期経営課題“プロジェクト AP-G 2025”（AP-G 2025）において、同社の財務計画はいずれも当社グループ企業価値の向上に寄与するものと考えております。
- B. 水道機工株式会社
- a. 同社は「総合水関連エンジニアリング事業」の中核と位置付け、AP-G 2025で計画した代表的な成長分野である当社の水処理膜事業との協業体制を強化しており、同社の強みである設備設計やシステム化において、東レ水処理膜の性能を最大限活かした付加価値の向上に取り組んでいます。同社が担う、水処理システム・プラント事業は専門性が高く、専門性に長けた人材・高資格保有人材を広く獲得し、モチベーションを維持・向上させる必要があること、また事業の公共性が高く、事業運営に求められる高い透明性を公正に担保する必要があることから、同社の上場を維持する必要があると考えています。
- b. 当社が2023年度よりグループとして推進するAP-G 2025において、同社の財務計画はいずれも当社グループ企業価値の向上に寄与するものと考えております。

➤ 上場子会社を有する意義として、上場子会社の事業内容に関連付け、子会社として保有する意義とその子会社を上場しておくことの合理性の双方を具体的に記載

1-1-13 プレスページ・インターナショナル／4290

(2023年6月30日付)

当社グループは、上場子会社として株式会社イントラストを有しております。

同社に対しては2010年2月に資本参加し、当社の連結対象子会社となっています。

同社は当社グループが資本参加した当初から株式公開を志向して、資本政策、内部統制体制に関して準備を進めていました。

準備が整った段階で同社からの具体的な提案を受け、①保証業務を主業に行っていることから独自の信用性が向上すること②事業環境から独自の資本政策を持つことが有効であることを理由に、当社グループとしても同社の提案をグループ業績に効果的と判断し、2016年12月に株式公開に至りました。

現在、同社は家賃保証と周辺BPO業務を基軸とし、そのノウハウを用いた医療費、介護費、養育費等の新たな分野の保証サービスをマーケットに提案し、「総合保証会社」を目指した経営を実施しています。

当社グループの「金融保証」事業の大部分を同社のパフォーマンスが占めている状況であり、当社グループが目標としている営業利益、営業利益率、ROEに関して高い寄与を実現しているため、株式公開を効果的とした判断は継続しています。

当社グループは同社に対して、上場企業としての経営の独立性を確保し、企業価値の継続的拡大を図ることを期待して、当社グループの全体的な経営戦略や業績動向等での情報共有を実施しています。自主的な経営による株主全体の利益の最大化が当社グループの業績にも寄与し、当社グループが同社を保有する意義となっています。当社グループの経営管理上、同社は「独立経営グループ」に属し、必要な連携を行いつつ、自主的な経営判断が実践されております。

なお、当社グループは同社に取締役1名（取締役会8名）、監査役1名（監査役会3名）を役員として派遣していますが、過半数ではなく、同社の自主的な経営は確保されていると考えております。

➤ 上場子会社を有する意義に関し、子会社の株式公開という上場子会社として保有するに至った経緯をその際の目的を含めて記載

1-1-14 ディー・エヌ・イー／2432（2023年6月29日付）

当社は、2022年8月3日から、株式会社東京証券取引所グロース市場に上場している株式会社データホライゾン（以下「データホライゾン」といいます。）を子会社として保有しております。

当社とデータホライゾンは、当社による子会社化以前より、資本関係及び事業上の取引を通じて関係性を築いておりましたが、両社の置かれたヘルスケア業界の事業環境を踏まえ、両社のビジネスをさらに推進させるためには、両社の資本関係の強化を含む連携の強化が必要であり、データホライゾンを当社の連結子会社とすることによって、当社グループ一体として事業を推進していくことが両社の企業価値、ひいては当社グループの企業価値の向上のために必要であると考え、子会社化に至ったものです。

データホライゾンの子会社化にあたって、当社は、データホライゾンの独自の企業文化や経営の自主性を維持することが、データホライゾンの持続的な発展により企業価値を向上させていくために非常に重要であり、両社の資本関係を強化するにあたっては、データホライゾンの自主的な経営を尊重しつつ、両社の連携を深めることができる、データホライゾンの上場を維持した連結子会社化が望ましいと考えました。

当社グループにおいては、子会社の自主性及び独立性を尊重しながら、適正かつ効率的・効果的なグループ経営を実現することを基本的な考え方としており、この基本的な考え方に照らしても、上場企業であるデータホライゾンを、上場を維持することにより自主性及び独立性を尊重しながら子会社化し、保有し続ける意義は強いと考えております。

（後略）

- 上場子会社を有する意義に関し、上場会社の買収という上場子会社として保有するに至った経緯をその際の目的を含めて記載

1-2 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

1-2-1 アスクル/2678 (2023年12月8日付)

(2)上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

当社は、上場子会社が中長期的に企業価値を向上し、少数株主や当社を含むすべての株主の共同利益を最大化させることが重要であると認識しており、かかる観点を意識して、上場子会社の各議案について議決権を行使することとしています。

また、出資先管理等を目的として「関係会社管理規程」を定め、関係会社等を含めた子会社における重要な意思決定等に関しては、当社への事前承認または報告を求めています。上場子会社については、当該上場子会社の独立性に影響を与えるような事前承認を求めることはしておらず、当社が各社の意思決定を不当に拘束することがないよう配慮しています。

万が一、議案に関して両社間で見解の相違が発生した場合は速やかに当該上場子会社の独立役員と連携を図り、少数株主保護の観点から議決権の最終行使を図っていきます。なお、方針・見解の相違や意見の対立を未然に防ぐためには両社間のコミュニケーションが極めて重要であると考えており、シナジー最大化に向けたアスクル役職員1名の取締役候補への推薦だけでなく、両CEO同士の定期的な対話、経営幹部同士のコミュニケーション、経営企画部門を中心とした事務者レベルまで緊密なコミュニケーションを図っていきます。

- 上場子会社のガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針に関し、
 - ✓ 上場子会社の独立役員と連携を図り、また最終的には少数株主保護の観点から議決権の行使をはかるとい、議決権行使に関する考え方・方針を記載
 - ✓ シナジー最大化に役員向けの取締役候補者1名の推薦という、上場子会社におけるの選任プロセスへの関与についての考え方・方針を記載

1-2-2 ディー・エヌ・イー/2432 (2023年6月29日付)

(前略)

当社は、当社グループ全体におけるガバナンス体制の実効性を確保し、適正かつ効率的・効果的なグループ経営を実現するために、子会社管理規程に基づき子会社より定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うこととする等の、必要な体制を構築しております。

一方、上場子会社であるデータホライゾンについては、データホライゾンの上場企業としての独立性を維持・尊重し、少数株主を含むデータホライゾンの株主共同の利益を図ることが重要であると考えており、当社グループのガバナンス体制の実効性の確保や、適正かつ効率的・効果的なグループ経営の実現のために必要な方策として、**当社とデータホライゾンとの間で締結されている資本業務提携契約において、データホライゾンが、当社とデータホライゾンにおける資本業務提携に影響を与え、又は当社グループ全体に影響を与える行為を行う場合に当社と事前に協議することや、当社がデータホライゾンの取締役の候補者についての提案を行う権利を有すること等の合意をしておりますが、この合意に基づく当社との協議や当社からの提案を受けて、データホライゾンが自らの判断により事業上の意思決定を行うこととしており、これによりガバナンス体制の実効性確保と上場子会社における独立性確保のバランスを図っております。**

- 上場子会社のガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針に関し、取締役候補者の提案は行うものの上場子会社において意思決定が行われるという、上場子会社における役員の選任プロセスへの関与についての考え方・方針を記載

1-2 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

1-2-3 三菱商事／8058（2023年6月23日付）

三菱商事グループには、数多くの連結事業会社があり、連結事業会社の独立性を尊重し企業価値・事業価値の増大を期待するとともに、三菱商事グループ全体の企業価値向上のため、経営理念や経営戦略の共有等連結経営の最適化に努めています。

また、当社は、上場子会社として、（株）ローソン（東証プライム上場、コンビニエンスストア「ローソン」のフランチャイズシステム及び直営店舗の運営）、三菱食品（株）（東証スタンダード上場、食品卸売業）、日東富士製粉（株）（東証スタンダード上場、製粉業）、及び日本食品化工（株）（東証スタンダード上場、コーンスターチ及び同加工品製造）を有しています。

上場子会社のガバナンス体制の構築及び運用については、各上場子会社が独立社外役員の選任等を通じて主体的に対応しており、当社は、当該上場子会社の独立性を尊重する方針としております。具体的には、上場子会社の社外役員選解任議案について、各候補者の当社からの独立性も検討のうえ議決権を行使すべき旨、当社の社内規程で定めているほか、上場子会社の社長に当社社員が就任する際は、出向ではなく転籍としております。なお、全ての上場子会社において、上記方針を適用しておりますが、（株）ローソンとの間では、業務提携契約においても、ローソンの独立性・主体性を尊重した業務提携を行うことに合意しております。

当社では、他の事業投資先と同様、各上場子会社における当社経営資源の活用や、当社および三菱商事グループ会社との協業推進による企業価値向上につき、経営会議にて毎年議論しており、これらの議論を踏まえて各上場子会社の保有方針を決定しております。

各上場子会社共通の上場を維持する利点としては、当社からの独立性に基づく自律的及び機動的な意思決定の確保や取引先の拡大、従業員のモチベーション維持・向上、優秀な人材の確保等が挙げられますが、事業戦略上の各上場子会社を有する意義は以下のとおりです。今後も、各社の対面業界や経営環境の変化等を踏まえながら、最適な協業の在り方を検討していきます。

（後略）

- 上場子会社のガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針に関し、
 - ✓ 社内規程に基づいた独立社外取締役の選解任における議決権行使に関する考え方・方針を記載
 - ✓ 自社出身者を役員とする場合には転籍とするという独立性確保の方策を記載

1-2-4 伊藤忠商事／8001 (2023年9月5日付)

当社は188社の連結子会社（2023年3月末日現在）を有し、日本及び世界各国において広範な事業を展開しておりますが、グループの中核を担う当社は、経営方針や短期・中期の経営計画をグループベースで策定し、セグメントごとに定期的にその進捗状況をモニタリングするとともに、多様なリスクにグループとして適切に対処するため、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）をグループベースで整備しております。

具体的には、各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、各子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう努めております。また、当社グループの市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、環境・社会リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、必要なリスク管理体制及び管理手法をグループベースで整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。更に、当社は、グループコンプライアンスプログラムを策定し、法令違反等の事案発生を未然に防止するために必要な体制及び制度を構築・運用のうえ、定期的なレビューを通じて、その継続的改善に努めております。

2023年6月23日現在、当社の上場子会社は、伊藤忠テクノソリューションズ(株)、伊藤忠エネクス(株)、伊藤忠食品(株)、タキロンシーアイ(株)及びプリマム(株)であり、当社は、これら上場子会社につき、各社の独立性を尊重し、かつ株主平等の原則から反するような行為は行いません（当社はいずれの上場子会社ともガバナンスに関する契約を締結しておりません）。特に、当社と当該上場子会社の一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、当該上場子会社としての独立した意思決定を担保するために、当該上場子会社に対して、独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制の構築を促しております。

上述の上場子会社においては、一定数の社外取締役の選任や独立性のある取締役会諮問委員会・支配株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う特別委員会の設置等各社において、実効性のあるガバナンス体制を構築・維持しておりますが、引続き(株)東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」も踏まえ、更なるガバナンス体制の向上を促してまいります。

なお、各上場子会社との連携を強化しシナジーを追求する一方、各上場子会社との間で取引を行う場合には、互いの経済合理性を追求することを前提として、市場価格を勘案する等、公正かつ適切な取引条件を決定しております。また、**当社は、上場子会社の独立役員を選解任に関する議決権行使や独立役員の指名プロセスにおいて指名の機能を持つ取締役会諮問委員会の判断を十分に尊重しております。**

当社は、上場子会社であるという事実のみを理由として、親子上場の解消を一律で行うべきとは考えておりません。以下のとおり、個社ごとに保有している意義があるため、利益相反が発生しないよう実効性のあるガバナンス体制を構築・維持するよう取組む一方、個社の当社グループにおける戦略的位置付けも踏まえて、選択肢を限定することなく、是々非々で個社ごとの資本政策を判断しております。資本政策については、投資を主管するカンパニーにおいて検討される他、経営会議において毎年度議論が行われ、これらの議論を踏まえて、各上場子会社の保有方針を決定しており、その内容は社外役員にも共有されております。

(後略)

- 上場子会社のガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針に関し、上場子会社の独立役員を選解任に関する議決権行使や独立役員の指名プロセスにおいて指名委員会の判断を尊重するという考え方・方針を明示的に記載

1-2-5 宝ホールディングス/2531 (2023年6月29日付)

＜上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策＞

・タカラバイオは、その取締役の3分の1以上（提出日現在9名のうち3名）について、タカラバイオ及び当社と利害関係のない独立社外取締役を選任する旨を「タカラバイオ コーポレートガバナンス・ポリシー」に定めており、タカラバイオの少数株主の権利の保護と、独立した意思決定を行う体制が確保できているものと考えております。また、タカラバイオの監査役5名のうち3名は独立社外監査役であります。

・またタカラバイオは、タカラバイオの少数株主の利益を保護することを目的として、社外役員を含む独立性を有する3名以上で構成する特別委員会において、当社またはその子会社とタカラバイオの少数株主との利益が相反する重要な取引・行為に関する事項について審議および検討し、その結果をタカラバイオの取締役会へ助言・提言することとしております。

・当社は、連結経営管理の観点から「グループ会社管理規程」を定め運用しておりますが、その目的はグループ各社の独自性・自立性を維持しつつ、グループ全体の企業価値の最大化を図ることにあります。タカラバイオについても同規程を適用しており、当社はタカラバイオの取締役会において決議された事項等の報告を受けておりますが、取締役会決議事項の事前承認等は求めておらず、タカラバイオが独自に事業運営を行っております。

・ **当社とタカラバイオとの間には、提出日現在、下記のとおり役員の兼務関係があります。**

xx xx (当社代表取締役社長兼タカラバイオ取締役)

xx xx (当社取締役兼タカラバイオ代表取締役社長)

なお、上記の兼務関係は、xxxx氏が過去においてタカラバイオの経営に従事して培った経験・知識が、タカラバイオにとって有用であるとの判断からタカラバイオにより招聘されたものであり、また、xxxx氏については、当社の持株会社体制における連結経営上の考えから当社が招聘したものであり、当社がタカラバイオを支配することを目的としたものではありません。

➤ 上場子会社のガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針に関し、自社からの上場子会社役員の派遣についての理由を記載

2.親会社を有する上場会社における開示

C G 報告書における開示項目／記載上のポイントの概要

開示項目	記載上のポイントの概要	開示例
親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 親会社の事業ポートフォリオ戦略における自社の位置付け ● 親会社のグループ内における事業領域の棲み分けについて、現在の状況や今後の見通し ● 親会社との間で資金管理を行っている場合（親会社のキャッシュ・マネジメント・システムへの参加など）は、その意義 	2-1-1 ～2-1-6
少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思決定プロセスへの親会社の関与の有無や内容 ● 親会社からの独立性確保のために設置する特別委員会の概要 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 常設又は非常設の別 ➢ 委員会構成の親会社からの独立性に関する考え方、委員の構成、 ➢ 特別委員会の審議項目や権限・役割 ➢ 実際の活動状況 ● 独立役員への親会社からの独立性確保のための指名委員会の活用方法や役割 ● 独立役員を選解任における親会社の議決権行使の考え方・方針 	2-2-1 ～2-2-10

2-1 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針

2-1-1 SMN/6185 (2023年6月28日)

親会社からの独立性の確保について

(1) ソニーグループ内における当社グループの位置づけについて

当社グループはソニーグループ株式会社を中心とした企業集団（以下「ソニーグループ」という。）に属しております。ソニーグループ株式会社の完全子会社であるソニー株式会社の完全子会社（ソニーグループ株式会社の完全孫会社）として当社株式を直接保有する親会社であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社は「エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション分野」に区分され、当社グループはその中においてインターネット関連サービスを展開する企業集団として位置付けられております。

ソニーグループ内においては、インターネット関連サービスを展開する企業は他にも存在しますが、当社グループは主にRTB（注1）を活用したDSP（注2）を広告主及び広告代理店向けに提供する事業を国内において展開しており、これらの企業との事業及び展開地域における競合は生じておりません。

これらのことから、当社グループ事業に係るソニーグループ内における競合は生じておらず、また現時点では今後発生する予定はないものと認識しておりますが、将来的にソニーグループの経営方針に変更が生じた場合等には、当社グループの業績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ソニーグループとの人的関係について

(中略)

(3) ソニーグループとの資本的関係について

提出日現在において、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社は当社株式7,861,200株を保有しており、当社グループはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の子会社となっております。ソニーグループにおいて、その出資比率は、直接保有、間接保有分を含

め、当面過半数が維持される見込みです。しかしながら、何らかの理由によりソニーグループの出資比率が過半数を下回った場合、「So-net」及び「ソネット」を冠した商標やサービスマークの使用に関し、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社と協議することとなっていますが、合意に至らない場合、当該商標やサービスマークを使用することができなくなる可能性があります。このことによって、当社グループの業績や財務状態に影響を与える可能性があるとともに、現在使用している「So-net」及び「ソネット」を冠した商標やサービスマークに代替する手段を講じる必要が生じる可能性があり、その対応にかかわる費用が発生することになります。また、ソニーグループの出資比率が過半数を下回った場合、特許権においてソニーグループ株式会社の保有する広範な特許資産を利用することができなくなる可能性があり、他社の特許侵害回避や訴訟等への対応で費用が発生し、当社グループの業績や財務状態に影響を与える可能性があります。一方で、ソニーグループの評判が何らかの理由で著しく損なわれた場合、それが当社グループに起因するものでない場合にも、当社グループの業績や財務状態に影響を与える可能性があります。

- 親会社のグループ経営に関する考え方及び方針に関し、
 - ✓ 親会社の事業ポートフォリオにおける自社の位置づけや、親会社グループ内における事業領域の棲み分けについての現在の状況と将来の見通しを具体的に記載
 - ✓ 当面は過半数の出資比率を維持するという親会社における自社の保有方針を記載

2-1 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針

2-1-2 楽天銀行／5838（2023年11月7日付）

<親会社におけるグループ経営に関する考え方>

当行の親会社である楽天グループ(株)では、変化の激しいインターネット業界において楽天グループが今後も持続的に成長するためには、各事業を取り巻く環境変化を踏まえ、各事業の資本効率をさらに上げながら各事業の迅速な意思決定を可能とする体制構築を通じた楽天グループの競争力と機動力の向上が重要と考えています。また、先進的なテクノロジーを通じた各事業の高い専門性に基づくサービスの一層の充実と各事業の価値向上を通じた楽天エコシステムの拡大及び自律的加速が、楽天グループの企業価値最大化に資するものと考えています。なお、楽天グループ(株)は、上場子会社においては、同社からの独立性を有する態勢を構築・運用し、少数株主保護には十分配慮し、独立性を維持する方針です。

<親会社における上場子会社を有する意義に関する考え方>

当行の親会社である楽天グループ(株)では、楽天グループの更なる持続的成長のためには楽天エコシステムの拡大及び楽天グループの競争力と機動力の向上が重要であると考えています。そのため、楽天グループ(株)は、継続的に信用力及び財務健全性等を考慮して、グループの組織構成及び資本構成を併せて検討しながら、楽天グループの成長と企業価値の最大化を目指すため、あらゆる可能性を検討しています。その中に子会社上場も選択肢として含まれており、上場により企業価値の向上が見込め、それが利益の外部流出というデメリットを上回る場合には、子会社上場を検討する一つの要素になると考えています。

また、楽天グループ(株)は、現時点では当行を連結子会社とすることを維持する方針であり、当行が上場企業としてより自律的な経営視点を持ちながら成長戦略を遂行し、また、独自の資金調達を含めた様々な成長及び財務戦略が可能となり、その結果、当行の事業の拡大及び企業価値の向上を実現し、併せて楽天グループの企業価値を高めるものと考えています。加えて、当行は、楽天ポイント、ブランドや知名度、楽天グ

ループ各社との顧客相互送客等を通じた楽天エコシステムの活用により他のインターネット銀行とは異なる利便性や価格競争力をお客さまに提供しており、こうした楽天エコシステムとのシナジーが効率的な新規顧客獲得及びお客さまのリテンションに寄与していると考えていることから、引き続き楽天グループ(株)の子会社として楽天エコシステムとのシナジーを強化することが、当行及び楽天グループの企業価値の最大化に資すると考えています。

<楽天グループ内における事業の棲み分けの状況>

楽天グループは、インターネットサービス、フィンテック及びモバイルという3つの事業を基軸としており、当行はフィンテックセグメントに属して銀行業を営んでいます。フィンテックセグメントには他の金融事業である楽天カード株式会社・楽天証券株式会社・楽天生命保険株式会社・楽天損害保険株式会社・楽天ペイメント株式会社等が属していますが、当行はこれら各社と競合する関係にはなく、また現時点で今後も競合が生じる予定はないと考えています。当行は、楽天カード株式会社・楽天証券株式会社・楽天生命保険株式会社・楽天損害保険株式会社に対して銀行代理業を委託しているほか、楽天カードの引落口座や楽天ペイのチャージ元口座・即時引落口座としての当行口座のご利用、当行口座と楽天証券口座の口座連携サービスである「マネーブリッジ」の提供等を通じて、成長をともに享受できる関係にあると考えています。

(次ページへ続く)

- 親会社のグループ経営に関する考え方及び方針に関し、
 - ✓ 親会社グループ内における事業領域の棲み分けについての現在の状況と将来の見通しを具体的に記載
 - ✓ 当面は連結子会社の状態を維持するという親会社における自社の保有方針を記載

2-1 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針

2-1-2 楽天銀行／5838（2023年11月7日付）

（前ページから続く）

＜楽天エコシステムとの関係＞

楽天グループ会員を中心としたユーザーに対し、様々なサービスを提供するビジネスモデルである楽天エコシステムは、楽天グループが保有するメンバーシップ、データ及びブランドを結集したビジネス展開により拡大し、国内外の会員がEC、フィンテック、デジタルコンテンツ、携帯キャリア事業等の複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員一人当たりの生涯価値（ライフタイムバリュー）の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果を創出し、グループ収益の最大化を目指すものです。

当行は、楽天エコシステムとのシナジーを追求し、楽天グループの1億超IDの強固な顧客基盤を活用した新規顧客獲得及び当行へのロイヤルティを高める施策を推進しており、楽天グループ株式会社とのポイントプログラムの提携等、楽天証券株式会社との口座連携(マネーブリッジ)、銀行代理業の委託、金融商品仲介業務等、楽天カード株式会社、楽天生命保険株式会社、楽天損害保険株式会社への銀行代理業の委託等、楽天グループ株式会社及びその他の楽天グループ各社との間で様々な提携を行っています。また、楽天グループのサービスと組み合わせた銀行サービスを提供することによる付加価値をお客さまに提供できていると考えており、この付加価値がお客さまの当行及び楽天グループへのロイヤルティをさらに高める効果をもたらしていると考えています。

このように、お客さまの当行へのロイヤルティを高めるインセンティブ施策の一つとして当行の自律的判断に基づき楽天ポイントを活用していることや、ブランドや知名度、楽天グループ各社との顧客相互送客等を通じた楽天エコシステムの活用により他のインターネット銀行とは異なる利便性や価格競争力をお客さまに提供していることが当行の効率的な新規顧客獲得、及びお客さまのリテンションに寄与していると考えています。

（後略）

- 親会社のグループ経営に関する考え方及び方針に関し、親会社の事業ポートフォリオ・事業システムにおける自社の位置づけや、自社からみたメリットを具体的に記載

2-1 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針

2-1-3 SFPホールディングス/3198

(2023年5月30日)

親会社からの独立性の確保について

当社は、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスを親会社としております。

当社の事業展開に当たっては、親会社の指示や承認に基づいてこれを行うことはなく、当社独自の意思決定に基づき業務執行をしております。親会社との取引については、当該取引の必要性・合理性、取引条件の妥当性等を慎重に検討した上で、社内規則に従って当社取締役会等の承認を得ており、健全性及び適正性を確保しております。

また、当社を除く親会社グループの主力事業は、郊外の商業施設等におけるレストラン及びフードコートの展開である一方、当社の主力事業は、繁華街の路面店における居酒屋の展開であります。このように、当社を除く親会社グループと当社とは主力事業が異なり、事業の棲み分けがなされていることから、現在競合となりうる状況は発生しておらず、今後発生する見込みも現時点ではありません。当社と親会社は、相互に経営の独立性を維持しながら企業グループを形成し、マーケットでその存在感を高め、更なる成長・拡大を目指しております。

- 親会社のグループ経営に関する考え方及び方針に関し、
 - ✓ 親会社の事業ポートフォリオにおける自社の位置づけや、親会社グループ内における事業領域の棲み分けについての現在の状況と将来の見通しを具体的に記載
 - ✓ 自社の事業展開にあたって親会社の指示や承認といった制約がないことを記載

2-1 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針

2-1-4 オープンワーク/5139

(2023年3月30日付)

(3) 親会社におけるグループ経営に関する考え方および方針

株式会社リンクアンドモチベーションにおけるグループ経営に関する考え方および方針は以下のとおりです。

①グループ経営に関する考え方および方針

親会社グループは、「私たちは、モチベーションエンジニアリングによって、組織と個人に変革の機会を提供し、意味のある社会を実現する」という企業理念のもと、心理学・行動経済学・社会システム論などを背景にした基幹技術「モチベーションエンジニアリング」を用いて、多くの企業と個人の変革をサポートしております。

親会社グループは、グループ各社の事業の拡大と同時に、各社が相互に連携し、シナジーを創出することを目指しています。そのために親会社は、各社の自主性を尊重しつつ、シナジーが適切に創出され企業価値の最大化が図られるよう、必要な役割を担うこととしております。

②上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

親会社は、上場子会社の少数株主の保護及び上場会社としての独立性確保の観点から、上場子会社独自の経営体制・方針を尊重し、経営の自主性を維持することが親会社グループの価値向上に向けて適切であると考えております。

そのため、上場子会社の経営の意思決定において親会社の事前承認を不要とし、親会社グループの開示義務等に影響を与えるものに限定して報告を行う方針とし、上場子会社の意思決定を不当に拘束することがないように配慮されております。また、上場子会社の独立性を尊重し、自立的な経営を支持する中で、株式保有割合を検討することとしております。

③上場子会社を有する意義

親会社は、上場子会社が、自律的な経営を行い、株主や顧客や取引先、従業員等のステークホルダーと対話を重ねながら信頼を獲得していくこ

とが事業の成長を導き、企業価値を向上させ、結果として親会社グループ全体の企業価値の向上に資するものと考えております。

当社は、親会社グループの事業セグメントのうち、エンゲージメント・マッチングをコンセプトに組織と個人をつなぐ機会を提供するマッチングディビジョンに属しております。なお、マッチングディビジョンの人材紹介事業は、当社、株式会社リンク・アイ、株式会社リンクエージェントから構成されております。

株式会社リンク・アイ、株式会社リンクエージェントは、ともにエージェント機能を強みとするビジネスです。プラットフォーム上でのダイレクトリクルーティングを強みとする当社とは競合関係でなく、将来に渡ってグループシナジーを創出していく関係にあります。

企業における従業員エンゲージメントの向上ニーズ及び採用ニーズが急速に拡大している中、当社の上場会社としての独立性・自主性を維持しつつも、親会社グループの一員として、親会社グループ各社と協業していくことが、親会社グループ全体の企業価値向上に資するものと考えています。

なお、当社は独立した立場で経営を行っており、上場についても当社の意思決定に委ねられておりますが、親会社としては現時点では当社の上場を維持することが望ましいと判断しています。

➤ 親会社のグループ経営に関する考え方及び方針に関し、親会社の事業ポートフォリオにおける自社の位置づけや、親会社グループ内における事業領域の棲み分けを具体的に記載

2-1 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針

2-1-5 PALTAC/8283 (2023年11月20日付)

親会社の企業グループにおける当社の位置付け及び関係について

株式会社メディパルホールディングスは、当社議決権の過半を有する親会社であります。親会社グループは、「医療と健康、美」の流通で社会に貢献することを目指し、主な事業として「医療用医薬品等卸売事業」、「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」、「動物用医薬品・食品加工原材料卸売等関連事業」を営んでおります。当社は、その中で「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」を専属的に担っており、他のグループ企業とは取扱商品や流通形態等が大きく異なることから、当社との間に競合関係は存在せず、親会社グループから影響を受けることなく独自に営業活動を行っております。

ガバナンス面における当社の事業戦略、人事政策等の経営判断につきましては、全て当社が独立して主体的に検討のうえ決定しており、当社取締役会の決定が、グループ内の最終決定となっております。また、独立した社外役員を積極的に登用するとともに、当社の独立性と適切なグループガバナンス維持の観点から親会社より取締役1名の受け入れ及び当社の取締役1名が親会社の取締役を兼任しております。

一方で、親会社においても、少数株主の権利保護をはじめ当社の独立性確保は重要であると認識しており、「グループ会社基本規程」（適切なグループガバナンスの確保に向け制定された規程）のなかで、当社に対しては「独立性を確保し、独自の資金調達、迅速な意思決定のもと積極的に事業展開を図ることで企業価値を向上させることがグループ経営の観点からも望ましい」と明記しており、併せて当社事業にかかわる意思決定については当社の取締役会がグループの中での最終意思決定機関である旨が明確になっております。

親会社グループと当社との間で、一部商品の売買や保険・年金に関する取引がありますが、これら取引につきましては、公正妥当な取引条件を基に取引を実施しており、取引内容・取引金額・取引条件等を有価証券報告書「3 【事業等のリスク】 (13) 親会社グループとの関係 ③取引関係」において開示しております。

以上により、親会社グループからの一定の独立性は確保されているものと認識しております。

- 親会社のグループ経営に関する考え方及び方針に関し、親会社の事業ポートフォリオにおける自社の位置づけや、親会社グループ内における事業領域の棲み分けを具体的に記載

2-1-6 鳥居薬品／4551（2023年3月28日付）

親会社との主な取引として医薬品の仕入等があります。当該取引を行う際におきましては、他社との取引と同様に、適正な価格水準、取引条件により行っており、品目毎に契約を締結しております。なお、当該契約は、環境の変化に応じて適宜適切にこれを見直しております。

また、キャッシュ・マネージメント・システム（CMS）につきましては、資金決済等の手段として、手数料等を勘案のうえ有利な取引先の一つとして、当社独自の判断で活用しております。CMSにつきましては、資金決済口座としての用途に照らし、CMSを利用することのメリット（支払手数料の軽減、有利な為替レートでの為替予約等）も勘案の上、必要となる限度額で活用することとしております。

なお、当社は、監督機能の強化及び経営の透明性を確保する観点から、取締役会の過半数を独立社外取締役で構成する体制としており、親会社を含む主要株主との取引は、社内規程に基づき、取締役会等において決定し、年間の取引実績を取締役に報告します。また、親会社を含む主要株主との取引等に係る決定を行う場合には、必要に応じて外部の有識者から見解を入手したうえ、主要株主と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講じます（「コーポレートガバナンスポリシー 2. 株主の権利・平等性の確保 (8) 関連当事者間の取引」をご参照ください）。

※ 「Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報／4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」欄にて記載

➤ 親会社のグループ経営に関する考え方及び方針に関し、親会社との間の資金管理の意義として、親会社のキャッシュマネージメントシステムへの参加の意義を記載

2-2-1 サントリー食品インターナショナル/2587

(2023年12月18日付)

(1) 当社は、一般株主の利益を保護するための体制として、特別委員会を設置しています。

特別委員会は、サントリーグループとの取引・行為等の公正性・透明性・客観性を確保するため、サントリーホールディングス株式会社を含むサントリーグループとの一定金額以上の取引、及び、ブランド・人材・重要な資産・情報等の当社の企業価値の源泉となる経営資源に関する取引・行為等（以下、あわせて「重要取引・行為等」といいます。）の必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性を検証し、取締役会へ答申を行います。

特別委員会の委員は、その独立性・客観性を確保するため、サントリーグループからの独立性を有する者でなければならないこととしており、現在は、独立社外取締役3名で構成されています。

(2) サントリーグループとの取引・行為等については、社内規程に従い、取引・行為等を実施する部署において、また、法務部門及び財務・経理部門において、サントリーホールディングス株式会社からの独立性の観点も踏まえ、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について、事前に確認を行うこととしています。更に、重要取引・行為等については、特別委員会の事前審議・答申を経た上で、取締役会において、その重要取引・行為等の必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について十分に審議した後、意思決定を行います。

(3) 事前の審議に加え、事後、審議の内容に基づいた取引・行為等が行われたかどうかについて、社内規程に従い、法務部門、財務・経理部門、内部監査部門によるチェックと、監査等委員会による監査を実施します。また、重要取引・行為等については、特別委員会及び取締役会に実施状況を報告し、実施結果を確認することとしています。

(4) これらの体制により、サントリーグループとの取引・行為等の公正性・透明性・客観性を確保してまいります。

※ 「Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報/4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」欄にて記載

6. 特別委員会

当社は、一般株主の利益を保護するための体制として、特別委員会を設置しています。

特別委員会は、サントリーグループとの取引・行為等の公正性・透明性・客観性を確保するため、サントリーホールディングス株式会社を含むサントリーグループとの一定金額以上の取引、及び、ブランド・人材・重要な資産・情報等の当社の企業価値の源泉となる経営資源に関する取引・行為等の必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性を検証し、取締役会へ答申を行います。

特別委員会の委員は、その独立性・客観性を確保するため、サントリーグループからの独立性を有する者でなければならないこととしており、現在は、独立社外取締役3名で構成されています。

2022年は、特別委員会を合計3回開催し、審議の結果、重要取引・行為等について、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性があることを確認し、取締役会に答申しました。個々の委員の出席回数については次のとおりです。

- ・ xx xx（社外取締役（監査等委員））（3回/3回）
- ・ xx xx（社外取締役（監査等委員））（3回/3回）
- ・ xx xx（社外取締役）（3回/3回）

※ 「II経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況/2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）にて記載

➤ 審議項目や委員の構成、意思決定プロセスにおける役割・権限、実際の活動状況を含め、特別委員会について記載

2-2-2 アイティメディア/2148 (2023年6月26日付)

[ガバナンス委員会]

取締役会の諮問機関として、取締役会付議事項における利益相反取引等に対し、経営陣・支配株主から独立した立場より、少数株主の意見を取締役に適切に反映させ、当社の意思決定の公正性を担保することを目的に特別委員会を設置しております。

社外取締役全5名を構成員とし、以下に該当する取締役会付議事項における取引の合理性や取引条件の相当性の審議・提言を行っております。

- ① 合併、会社分割、株式移転その他の組織再編行為
- ② 他社株式に対する公開買付
- ③ 自社株式の非公開化
- ④ 新株予約権の割当（親会社の役員を兼務している役員に付与する場合）
- ⑤ 親会社やグループ会社との重要な取引
- ⑥ ①～⑤に準じた当社の経営ないし統治機構に関し、取締役会議長から諮問を受けた事項
- ⑦ ⑥の他、本委員会の委員が必要と判断し委員会に付議した事項

・ガバナンス委員会の構成

当社独立社外取締役（監査等委員） xx xx（委員長）

当社独立社外取締役（監査等委員） xx xx

当社独立社外取締役（監査等委員） xx xx

当社独立社外取締役（監査等委員） xx xx

当社独立社外取締役 xx xx

※ 「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況/1. 機関構成・組織運営等に係る事項/【任意の委員会】」欄にて記載

➤ 審議項目や委員の構成を含め、特別委員会について記載

2-2-3 SCSK/9719 (2023年6月23日付)

当社は、親会社である住友商事株式会社との取引に関しまして、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様の条件でこれを行い、少数株主に不利益を与えることのないよう対応しております。また、該当取引のうち重要な取引については、独立社外取締役及び独立した社外の有識者にて構成されるガバナンス委員会 利益相反取引管理等諮問部会に諮問し、答申を得たうえで、取締役会において取引の可否を判断しております。

【ガバナンス委員会 利益相反取引管理等諮問部会の主な審議事項】

- ① 会社と取締役との間の利益相反を伴うおそれのある取引で、会社法上取締役会の承認を必要とする事項。
- ② 会社と関連当事者との取引であって、取締役会における意思決定の公正さを確保するために必要であるとして取締役会等が諮問する事項。

【ガバナンス委員会 利益相反取引管理等諮問部会 委員 7名】

xx xx 委員長（独立社外取締役）

xx xx 委員（独立社外取締役）

xx xx 委員（独立した社外の有識者・弁護士）

2022年度におけるガバナンス委員会 利益相反取引管理等諮問部会の開催実績は3回となります。

さらに、親会社との取引の状況については、ガバナンス委員会 利益相反取引管理等諮問部会に定期的に報告することにより、その公正性を担保しております。

➤ 審議項目や委員の構成、意思決定プロセスにおける役割・権限、実際の活動状況を含め、特別委員会について記載

2-2-4 楽天銀行／5838（2023年11月7日付）

＜楽天エコシステムとの関係＞

（中略）

なお、＜原則1-7：関連当事者間の取引＞で述べたとおり、当行は、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役をいいます。）から構成される「特別監視委員会」を設置し、楽天グループ(株)からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び楽天グループとの取引及び行為の実行に際して、アームズ・レングス・ルールや利益相反取引等について、銀行の業務の健全かつ適切な運営確保の観点から妥当性を検証するとともに、少数株主保護の観点から必要性及び妥当性を検証することとし、同委員会に事前に諮問又は事後に報告をしなければならないこととしており、上述のような様々な提携を行うにあたっては同委員会への諮問・報告を通じて妥当性を検証するため、当行の独立性が阻害され得る事態や少数株主の利益が毀損される事態は生じないと考えています。

＜親会社との経営基本契約＞

当行は、親会社である楽天グループ(株)との間で、両社の基本的な関係を定めることを目的とする「経営基本契約」を締結しています。同契約では、楽天グループの基本理念である「楽天主義」、楽天グループのガバナンスの基本的事項である「コアポリシー」及び取締役・使用人が遵守すべき基本的事項である「楽天グループ企業倫理憲章」を遵守する旨を規定しているものの、当行が銀行として公益の観点から求められる経営の独立性及び上場子会社として求められる独立性を尊重する旨を規定しています。また、楽天グループ(株)は、当行が楽天グループ以外からの取締役の登用を積極的に行う等、ガバナンスに対する適切なチェックが働く体制とすることを尊重するとともに、従業員に対する当行の人事

権を尊重する旨を規定しており、同契約において、当行の役員や経営幹部等に対する楽天グループ(株)による指名等に関する取り決めは存在していません。そして、本契約において楽天グループ(株)に対する事前承認、事前協議事項は規定しておらず、当行から親会社に対する報告については、本契約に基づき必要かつ法令等の問題のない範囲で行っています。さらに、楽天グループ(株)は、当行の業況が悪化した場合には当行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じ、楽天グループ(株)の業況が悪化した場合には、同社が当行に対して資本出資、融資等の支援を要請しない旨を規定しています。これらの定めにより、当行の経営上の独立性は確保されていると考えています。

なお、本契約の締結に際しては、予め特別監視委員会に諮問し、出席委員全員より異議がない旨の意見表明を受けています。

＜親会社グループ関係者の当行役員就任に関する考え方＞

当行は、「取締役会規程」において取締役の半数は原則として楽天グループ外部から登用することとしており、上述のとおり、経営基本契約においても、楽天グループ(株)は、当行が楽天グループ以外からの取締役の登用を積極的に行うことを尊重する旨を定めていることから、楽天グループ以外からの取締役の登用を積極的に行っています。当行取締役会は取締役5名の内、過半数の3名が社外取締役であり、3名全員が＜原則4-9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞にて述べた独立性判断基準に照らし、十分な独立性を有すると判断しています。

（次ページへ続く）

2-2-4 楽天銀行／5838（2023年11月7日付）

（前ページより続く）

楽天グループに属する者を候補者として指名する場合には、対象者が当行役員に就任することが楽天グループと当行の更なるシナジーの追求及び楽天グループ外における当行の事業基盤拡充に資する等、当行の企業価値向上の観点から有益であるか等を検討のうえ、〈原則3-1：情報開示の充実〉（iv）で述べた通り、当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件として、あらかじめ当行の業務の健全かつ適切な運営及び少数株主保護の観点から支障がないかを特別監視委員会に諮問することとしています。

なお、当行の取締役会長であるxxxx氏は楽天グループ(株)及びその主要な子会社の役員を兼任しています。当行の上場後の更なる成長を企図すると、楽天グループとのシナジーを追求することに加えて、楽天グループ外の顧客とのビジネスの更なる拡大を実現することが重要であり、同氏の豊富な実績、経験及び幅広い人脈が、楽天グループと当行の更なるシナジーの追求及び楽天グループ外における当行の事業基盤拡充に資すると考えて招聘したものです。同氏の就任は当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件に該当するため、予め特別監視委員会に諮問し、出席委員全員より異議がない旨の意見表明を受けています。

- 審議項目（グループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定やグループに関連する人事案件を含む）や意思決定プロセスにおける役割・権限、ガバナンス上の重要事項における審議状況を含め、特別委員会（特別監視委員会）について記載
- 独立性確保のために、契約において定められている事項を具体的に記載

2-2-5 ジャパン・ティッシュエンジニアリング/7774

(2023年6月15日付)

当社は、自らの企業理念・ビジョンに基づき、上場会社として自律性・主体性のある経営を行っています。一方で、上場子会社として、グループシナジーを最大限に生かすことで、当社株主全体の利益を最大化するよう努めています。

なお、当社は、2021年1月29日付で帝人株式会社と以下の契約を締結しました。

・資本業務提携契約

本契約の中で、事前承諾事項として、当社は以下の事項を行い又は決定する場合には、当該事項を行い又は当該決定を行う日の遅くとも2週間前までに帝人に対し書面による通知を行い、事前の書面による承諾を取得するものとしています。

(i) 子会社又は関連会社の異動

(ii) 上場廃止基準に該当する若しくはそのおそれのある行為又は上場廃止の申請

(iii) 第三者との間での本業務提携に類似する業務提携（合併会社の設立及びライセンスの付与を含む）

(iv) 組織変更、合併、株式交換、会社分割、事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受その他これらに準ずる行為

➤ 意思決定プロセスへの親会社の関与に関し、契約に基づき事前承諾事項が定められていることを、対象事項を明示して記載

2-2-6 田岡化学工業/4113 (2023年6月22日付)

(1) 少数株主保護の観点から必要な当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等

当社の親会社は住友化学株式会社であり、当社の議決権数の51.39%（2023年3月末現在、間接所有を含む）を所有しています。当社は、総合化学メーカーである住友化学グループの一員として、共有されたグループ戦略のもとで事業展開を図り、個々の事業の成長を目指しつつグループシナジーを発揮し、当社の企業価値を高めることを目指しております。

また、事業運営に関しましては、当社の自立性を確保し、少数株主の権利を尊重することを基本としております。

当社の事業領域の多くは、当社が独自に育成した事業や他会社からの受託・受注等で構成され、当社独自の経営判断を行っております。

また、十分な人数の独立社外取締役を選出しており、少数株主保護の観点から実効性のあるガバナンスを構築しております。

これらのことから、事業運営上、親会社からの独立性は十分に確保されていると判断しております。

(2) グループ運営に関する考え方及び方針に関連した契約

親会社である住友化学は、グループ戦略のもとでの事業展開、グループシナジーの発揮を図りグループ全体での経営成果の最大化を実現することを目的として、グループ運営規程を定めています。本規程においては、当社による大規模な起業計画、投融資など、住友化学グループとしてのリスク管理などの必要な事項については、当社の独立した意思決定を前提としつつ、親会社へ事前協議等を行うことを規定しています。

➤ 意思決定プロセスへの親会社の関与に関し、グループ規程に基づき事前協議事項が定められていることを、対象事項を明示して記載

2-2-7 SBIグローバルアセットマネジメント/4765

(2023年6月30日付)

当社取締役のうち親会社であるSBIホールディングス株式会社の業務執行を行っているものは1名のみであり、当社取締役6名の半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況であると考えております。また、更に経営の独立性を高める観点から、親会社の企業グループ外から社外取締役が4名就任し、取締役会での審議に参加しております。

また、当社はSBIホールディングス株式会社と、経営管理契約を締結し、連結決算に重要な影響を与える事項のほか「報告する」経営管理を定めていますが、「協議・相談する」との定めはありません。経営管理に関して、SBIホールディングス株式会社から指示を受けることはなく、協議・相談することもありません。

一方、SBIホールディングス株式会社は、コーポレート・ガバナンス報告書のなかで、「上場子会社を有する当社におけるグループ経営に関する考え方と、上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に対する考え」として、「少数株主の保護に向けては、当社グループではそれぞれのグループ各社の経営の独立性を尊重し、アームズ・レングス・ルールに則って公正で合理的な取引を確保しています。例えば、**当社グループでは各上場会社と経営管理契約を締結し、主に連結業績管理や他社との業務提携、投資有価証券（政策保有に係るもの）の取得・処分に関する事項を含む適時開示事項などの報告のみを受け体制を敷いています。**このほか、同社子会社に対しては当社グループのレピュテーションを毀損する恐れがある場合に、調査権を有する旨を定めていますが、当社としてはそれぞれの上場子会社の独立性を尊重し、経営管理は委ねています。」と述べています。

- 意思決定プロセスへの親会社の関与に関し、
 - ✓ 契約に基づき報告事項が定められていることを、対象事項を明示して記載
 - ✓ 指示や協議・相談が行われていないという実際の状況を記載

2-2-8 LINEヤフー/4689 (2023年12月12日付)

(4) 親会社からの独立性の確保について

親会社の取締役を兼務している当社取締役および親会社から招へいし親会社の役職員を兼務している取締役はおりません。

また、当社の営業取引における親会社のグループ会社への依存度は低く、そのほとんどは一般消費者または当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっています。**加えて、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを取って明確に定めています。**

当社では、取締役会の決議につき特別の利害関係を有するものは議決権を行使できない旨を取締役会規程において定めています。また、特別の利害関係を有するものに該当するか否かの判断にあたっては、必要に応じて外部の専門家の意見を聞くなどし、正確な判断ができるよう努めています。

なお、当社の取締役会は、取締役7名のうち3名は独立社外取締役で構成し、独立性を確保しているほか、取締役会の諮問機関として、当該独立社外取締役3名で構成されるガバナンス委員会を設置しております。当該委員会にて、親会社などのグループ会社との取引実施時の意思決定のモニタリングなど、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる向上と、当社少数株主の保護を図るため、当社グループのガバナンス等に関する重要な事項について審議を行っております。

- 親会社からの独立性に関する方策に関し、グループ規程で親会社との間の取引条件について明示的に定めていることを記載

2-2-9 日本酸素ホールディングス／4091

(2023年11月15日付)

当社は、親会社である三菱ケミカルグループ株式会社と2014年5月13日付で基本合意書を締結しており、当該基本合意書において、三菱ケミカルグループ株式会社は、同社の「グループ経営規程」の下、当社の自主性を尊重し、当社を全面的に支援及び協力することを規定しております。また、当社の取締役は、親会社と親会社以外の株主の利益が相反する場面では、親会社以外の株主の利益が害されることのないよう行動しております。当社は、独立社外取締役5名及び常勤の独立社外監査役2名を選任しており、これらの者が親会社と親会社以外の株主の利益相反が生じないよう監督しています。**さらに当社では、取締役会が取締役、監査役候補者の指名、CEOその他執行役員の選任および解任について諮問する、任意の指名・報酬諮問委員会を設けています。委員の構成は、社長および独立社外取締役5名の計6名で、独立社外取締役が委員長に就任しています。これにより経営陣の選任について親会社からの独立性を担保しています。**

- 親会社からの独立性の確保という観点から任意の指名委員会（指名・報酬諮問委員会）を活用していることを記載

2-2-10 日本農薬/4997 (2023年6月27日付)

当社の親会社は株式会社A D E K Aで、同社は間接保有を含み当社株式を40,176千株（議決権比率51.1%）保有しております。

株式会社A D E K Aによる当社株式の公開買付けおよび第三者割当増資の実施にあたっては、当社がグループビジョンを達成するために、当社の成長戦略の推進を更に加速化させるには、完全子会社ではなく上場を維持した上で一定の経営の独立性を担保することが必要であると考えており、**他方、本資本業務提携に基づく協業により、両社のライフサイエンス事業の発展が可能となることから、資本業務提携契約にて、当社の上場を維持し、かつ当社の自主独立経営の維持を原則とすることなどについて、同社との間で合意されております。**

経営に当たっては、親会社出身の取締役の意見も踏まえつつ、取締役会の半数の独立社外取締役を選任するなど、少数株主保護の観点を重視したコーポレートガバナンス体制の構築を図るとともに、多様な知識・経歴・能力を有する各独立社外取締役による監督、助言等を受けながら、当社独自の意思決定を行っております。

以上のことから、当社の経営判断や事業活動においては、独立性が確保されていると認識しております。

なお、当社と親会社との間での資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

① 目的

当社および親会社は、当社の自主独立経営の維持を原則としつつ、互いに協力して、両社間の資本業務提携により、当社の農薬事業をはじめとするライフサイエンス事業に係る戦略的計画および活動を実行・推進することにより、両社の企業価値を最大化させることを目的とする。

② 上場維持・社名維持

親会社および当社は、当社の東証一部上場を維持することおよび当社の社名として日本農薬株式会社を維持することを基本方針とする。

③ 役員指名権

親会社は、当社の代表取締役（ただし、親会社が指名した取締役は除

く。）と協議の上、16に親会社の議決権保有割合を乗じて得た数（ただし、8を上限とする。また、当該数に1未満の端数が生じる場合には、端数を切り捨てる。）の当社の取締役（監査等委員である取締役であるか、それ以外の取締役であるかを問わず、それぞれについて指名する人数の比率も問わない。うち1名は代表取締役とする。また、親会社が8名の取締役を指名する場合には、そのうち1名は独立社外取締役とする。）を指名する権利を有するものとする。なお、当社における監査等委員である取締役以外の取締役の員数は11名以内、監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。ただし、親会社の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

④ 新株引受権

当社は、親会社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、株式等（当社の株式、新株予約権、オプション権、株式引受権その他の当社の株式を取得できる権利をいう。）の発行、処分または付与を行わないものとし、当該発行等が行われる場合、親会社は、当該発行等が行われる直前の時点における公開買付者の議決権保有割合を維持するために必要な数量の株式等を、当該発行等に係る株式等の払込金額または行使価格と同一の価格において引き受ける権利を有する。

（中略）

また、当社は、親会社との間で、親会社におけるグループ会社管理と当社における意思決定独立性確保の調和を図る観点から、当社の取締役会にて決議すべき事項のうち、親会社グループ全体の経営や業績に重大な影響を与える重要案件に関する親会社との事前相談の実施および事前説明・協議会の開催について合意しております。

- 役員選任における意思決定プロセスへの親会社の関与に関し、契約に基づき役員指名権が定められていることを、具体的な内容も含めて記載
- 契約において、上場を維持するという基本方針や自主独立経営の維持を原則とする旨、議決権保有割合を維持するための新株引受権等が定められていることを記載